

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十三号

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第三号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第六十条第八項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第九十条第三項中「第五十三条第一項第二号イ及びエ、第七項並びに」を「第五十三条第一項第二号エ及び」に改める。

附則第四条第一項第一号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。